

テーマ募集型社会課題解決プロジェクト事業補助金
8月7日説明会でのQ&A

Q 1 : 応募は郵送のみか？

A 1 : 募集期間内の受領を証明するためにも簡易書留や特定記録等による郵送でお願いします。

Q 2 : スタートアップ企業とは？

A 2 : 詳細は交付要領に記載していますが、原則として創業5年以内の個人又は法人となります。

([「Q&A\(20200717\)」](#)のQ&Aもご参照ください。)

Q 3 : 大企業は対象者となるか？

A 3 : (京都府内に新規の拠点設立をするのであれば) 対象となります。(「[Q&A\(20200717\)」](#)のQ&Aもご参照ください。)

Q 4 : 審査会に出席する必要はあるか？

A 4 : 必要はありません。但し、必要に応じて、当法人関係者または京都府関係者がヒアリングを実施する場合があります。

Q 5 : 消費税は補助対象外か？

A 5 : 補助対象外です。

Q 6 : 「テーマ募集型社会課題解決プロジェクト事業補助金」と「コロナ社会対応ビジネスモデル創造事業補助金」の違いは？

A 6 : 対象者及び対象事業が異なります。(「テーマ」はスタートアップ企業、「コロナ」は中小企業が対象者。「テーマ」は社会課題解決ならどのような事業内容でも対象、「コロナ」は5分野のみが対象。)

Q 7 : 「テーマ」及び「コロナ」の両方の補助金に同時申請して良いか？

A 7 : 同内容で両者に同時申請いただいても良いですが、両方の交付を受けることはできません。なお、別内容であれば問題ありません。

Q 8 : 社会課題を解決するための事業を行うための設備投資は対象になるか？

A 8 : 交付要領に定める範囲内で、事業実施上必要と認められるものは対象となります。